地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成 26 年 9 月 総 務 省

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日公布、以下「地方税に係る税制抜本改革法」という。)による2段階目(平成27年10月から)の地方消費税率の引上げ等に伴い、地方税法施行令等の規定の整備を行うもの。

※1段階目は平成26年4月1日

2 主な改正内容

(1) 本則

- ・地方消費税の引上げに伴う中間申告書未提出事業者の中間申告額に係る規定 の改正(令35条の8)
- ・徴収取扱費基礎額、都道府県間清算・市町村交付に関する従来分(1%)、 引上げ分に係る割合の改正(令 35 条の 17、35 条の 19、35 条の 21、令附則 6 条の 11)

(2) 附則

- ・旧消費税率が適用される経過措置対象課税仕入れ等の定義
- ・地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置(令35条の17、令附則6条の11)
- ・地方消費税の清算及び交付に関する経過措置(令35条の19、35条の21)
- ・予算決算及び会計令の一部改正(剰余金の計算に関する地方交付税法定率の割合の改正) (予算決算及び会計令第19条)
- ・所得税法施行令、法人税法施行令の一部改正(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入、損金算入に関する地方消費税額相当の割合の改正)(所得税法施行令第182条の2、法人税法施行令第139条の4)

3 施行期日

平成27年10月1日(一部平成27年4月1日)から施行する。

4 閣議日

平成26年9月26日 (消費税法施行令の一部を改正する政令と同日)